医療機関・薬局の方々へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が診療に見えた際には下記の点にご留意ください。

１．保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

・氏名、生年月日　・連絡先（電話番号等）
・加入している医療保険者が分かる情報
（被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所）

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

２．以下の方々については、令和２年１０月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の（1）（2）の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。（被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。）

（1）令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方
①災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する県の後期高齢者医療
②協会けんぽ、一部の健保組合
（詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」＞「令和2年7月豪雨について」＞「健康・医療」＞「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。）

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［熊本県］
八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［鹿児島県］
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［福岡県］
大牟田市、八女市（国保のみ）、久留米市（介護のみ）
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［長野県］
長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［大分県］
大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和２年７月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

令和２年７月１４日１５時時点

○　**災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（**令和２年10月末まで**）

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
　※　罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③　主たる生計維持者の行方が不明である方
④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

［岐阜県］
中津川市、飛騨市、郡上市、下呂市
岐阜県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※　この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※　上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※　なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※　上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○　被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

○　この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。